

令和 2 年

郡山市教育委員会

11 月定例会議事録

## 令和2年 郡山市教育委員会 11月定例会議事録

日 時 令和2年11月19日(木)午後1時58分

場 所 郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)

出席委員 教 育 長 小 野 義 明 教 育 長 阿 部 亜 巳  
職務代理者

委 員 今 泉 玲 子 委 員 阿 部 晃 造

委 員 藤 田 浩 志 委 員 田 中 里 香

出席者 教育総務部長 伊 藤 栄 治  
学校教育部長 小 山 健 幸  
教育総務部次長兼総務課長 橋 本 仁 信  
こども部次長((併)学校教育部次長) 松 田 信 三  
生涯学習課長 青 柳 光 信  
中央公民館長 渡 辺 雅 彦  
中央図書館長 小 野 浩 幸  
美術館長 鈴 木 誠 一  
学校管理課長 嶋 忠 夫  
学校教育推進課長 鈴 木 重 行  
教育研修センター所長 安 田 良 一  
総合教育支援センター所長 高 山 良 勝  
こども未来課長 伊 藤 恵 美

書 記 島 津 るみ子

## 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長の報告
- 4 議 事
  - 議案第 42 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（その他）
  - 議案第 43 号 令和 2 年度 12 月補正予算について
  - 議案第 44 号 学齢児童に係る就学義務の猶予について
  - 報告第 7 号 専決処分事項の報告について（人事）
- 5 そ の 他
  - (1) 地域子ども教室から放課後児童クラブへの移行について
- 6 各課報告
- 7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会令和 2 年11月定例会を開会いたします。  
本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立いたします。  
はじめに、令和 2 年10月定例会の議事録の承認についてですが、何か御  
意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。  
令和 2 年10月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに  
御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。  
次に、教育長報告として私から 2 点報告いたします。  
はじめに、令和 2 年 10 月 29 日に福島県環境創造センターにおいて開催  
された令和 2 年度域内市町村教育委員会教育長会議並びに域内小・中・義  
務教育学校長会議に出席しました。県中教育事務所から事務所内各課の前  
期の業務内容と今後の取組み等について説明がありました。今後も県中教  
育事務所と連携を図りながら、本市教育の充実を目指して取り組んでまい

ります。なお、会議の主な内容につきましては、別添資料のとおりです。

次に、11月11日に実施した令和2年度第3回郡山市立学校長会議にて、コロナ禍における教育活動の充実をめざしてという視点から話をしてまいりました。具体的な項目については、資料に記載のとおりでありますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、「4 議事」に入る前に、今般の新型コロナウイルス感染症関連の報告を学校教育部長からお願いします。

学校教育部長

市立学校における新型コロナウイルス感染症の状況について、報告いたします。まず、11月1日に市内専門学校の学生の新型コロナウイルス感染が判明いたしました。その後、専門学校に関連する多くの方々がPCR検査を受け、陽性者の中に小中学生の保護者が含まれておりました。このことから、その小中学生は濃厚接触者と認定され、11月7日にPCR検査を受け、そのうち中学生1名が陽性と判定されました。陽性となった中学生は入院加療後、11月16日に退院し、17日から学校への登校を再開、現在は元気に学校生活を送っております。今回の専門学校関連の感染では、陽性となった中学生の他、市立学校の教職員1名が濃厚接触者となり、PCR検査を受けましたが、結果は陰性でしたので、2週間の自宅待機を経て学校での勤務を再開しております。

続きまして、「郡山市立学校新型コロナウイルス対策対応マニュアル」についてであります。本年3月に第1版を作成し、これまで状況に応じた改訂を2回行ってまいりましたが、今般、改めて改訂を行い、新たに第4版を作成いたしました。前回までは、マニュアルと資料が一体となっておりましたが、今回、資料は別冊となっております。

これまでの市立学校における感染防止対策は、保健所と連携を密にしながら進めており、学校の対応については、保健所からも評価を得ているところです。今回の改訂であります。これまで確定患者が発生した際は、確定患者との接触の濃淡に関わらず全員が濃厚接触者として学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖等を行ってまいりました。しかし、今後も引き続き一律14日間の閉鎖を行うことは、学校の教育活動に大きな支障をきたすことが予想されることから、保健所の指導を仰ぎながら対応の見直しを図ったところでもあります。

前回との大きな変更点のうち、まず消毒作業についてであります。これまで市立学校の児童生徒及び教職員が確定患者となった場合、学校はまず消毒作業を実施し、休業期間及び授業再開について保健所と情報交換をしながら状況に応じ判断しておりました。今後は、確定患者の動線を確認

の上、該当箇所の消毒作業を実施することとしました。次に、休業期間や授業再開についてであります。今後は条件付きで早期に学級閉鎖を解除することとしました。解除にあたっては、当該学級の児童生徒及び担当教職員に対し、学校が14日間の健康観察を実施いたします。健康観察は、1日2回の検温を実施しますが、その内昼の分は学校で実施いたします。当該対応案件となる条件としては、1つ目に当該学級において本マニュアルに示す内容が順守されていること、2つ目に当該事象の原因者である確定患者（陽性者）がPCR検査前の学校登校中、無症状であったこと、3つ目に当該学級の児童生徒及び担当教職員全員が無症状であり、かつPCR検査の結果が陰性であることの以上3点になります。今までの事例から推測しますと、今後は約2日から3日間学級閉鎖の上、学級を再開する形になろうかと思えます。なお、これらの対応の変更は、これまで同様保健所の調査結果を基にした保健所からの指導を反映させたものであります。

その他の変更点としては、相談窓口の名称変更に伴い「帰国者・接触者相談センター」から「受診・相談センター」に記載を改めました。また、福島県が新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷被害の相談窓口を新たに開設しましたので、その情報を追記しました。部活動の実施についても令和2年5月27日に学校管理課から発出した通知を踏まえて実施するよう改めて追記しました。さらに、資料編につきましても厚生労働省から出ております「「いま」についての10の知識」と「新たな感染リスクが高まる「5つの場面」」を追加させていただきました。報告については、以上でございます。

教 育 長        委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長        それでは、「4 議事」に入ります。本定例会には、議案第42号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（その他）」、議案第43号「令和2年度12月補正予算について」、議案第44号「学齢児童に係る就学義務の猶予について」、報告第7号「専決処分事項の報告について（人事）」の議案3件及び報告1件、計4件が提出されております。この内、「議案第43号」及び「報告第7号」の案件につきましては、人事案件及び郡山市議会12月定例会に提出される案件であり、また、「議案第42号」及び「議案第44号」の案件につきましては、今後の事務の遂行に支障をきたす案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」

の規定に基づき非公開にすべき案件と考えられますので、委員の皆様にお諮りいたします。「議案第 42 号」から「議案第 44 号」までの案件及び「報告第 7 号」の案件の審議について、非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

教 育 長 出席者の 3 分の 2 以上の賛成でありますので、「議案第 42 号」から「議案第 44 号」までの案件及び「報告第 7 号」の案件の審議につきましては、非公開とすることに決しました。

つきましては、非公開の案件については、後ほど「6 各課報告」終了後に審議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、そのように進めます。

それでは、はじめに「5 その他」に入ります。「(1) 地域子ども教室から放課後児童クラブへの移行について」、事務局の説明を求めます。

こども未来課長 地域子ども教室から放課後児童クラブへの移行について、説明いたします。地域子ども教室については、補助執行によりこども部で行っております。まず、本市の放課後児童対策の現状についてであります。本市はこれまで放課後児童クラブをメインに放課後児童クラブの開設基準に満たない小学校には、地域の要望に基づき地域子ども教室を整備してまいりました。放課後児童クラブと地域子ども教室の主な違いについては、運営主体が児童クラブは市であることに対し、子ども教室は各地区の運営協議会であり、財源となる補助金が児童クラブは子ども・子育て支援交付金であるのに対し、子ども教室は被災者支援総合交付金であります。対象児童につきましては、児童クラブは保護者が就労等により放課後家庭にいない児童であるに対し、子ども教室は全ての児童であり、また支援する者につきましても、放課後児童支援員は有資格者であるかどうかの規定があり、さらに利用者負担金については、児童クラブはおおむね月額 3,300 円であることに対し、子ども教室は無料といった点があります。

次に、地域子ども教室の課題であります。1 つ目に子ども教室の財源である被災者支援総合交付金が今年度で終了になること、2 つ目に子ども教室は放課後児童クラブと似た運営形態であります。利用者負担金を徴

収していないこと、3つ目に安全管理員が有償ボランティアであるため、賠償以外の補償が不十分であること等があげられます。これらの課題を解決し、安定した放課後の子どもの居場所を確保するため、本市としては地域子ども教室を放課後児童クラブへ移行することとしました。

移行による主な変更点は、1つ目に子ども・子育て支援給付金の活用が児童クラブと同様に可能となること、2つ目に受益者負担の原則により、他の児童クラブと同様に利用者負担金を徴収すること、3つ目に支援、見守りを行う者が安全管理員から有資格者である放課後児童支援員になること、4つ目に巡回指導員により支援の質が向上することがあげられます。来年4月からの移行を予定しており、今現在子ども教室を開設している地区の御理解と御協力をいただくため、各地区の運営協議会及び保護者に対し、順次説明会を開催しているところであります。説明は、以上でございます。

教 育 長        委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長        それでは、次に「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告)

No	所属名	件名
1	中央公民館	若手勤労者のための仲間づくり講座「はやまニア」について
		市民学校「必勝！ボディメイク&ダイエット術」について
		市民大学講座「立正大学デリバリーカレッジ」について
2	美術館	企画展「日本ガラス工芸の先達たち 藤七・鑛三 そして潤四郎」について
		鑑賞学習対応について
		第12回風土記の空について
		常設展展示替えについて
		燻蒸に伴う臨時休館について
		令和2年度第1回郡山市美術品収集評価委員会について
3	学校教育推進課	通学区域の弾力的運用制度（隣接区域選択制・特認校制度）申請状況等について
		第9回日本学校合奏コンクール2020全国大会グランドコンテスト結果及び令和2年度音楽コンクール全国大会の実施状況について
4	教育研修センター	9・10月教職員研修講座等の実施状況について
5	総合教育支援センター	令和2年度9月（上半期）不登校調査結果報告について
		2019（令和元）年度問題行動・不登校調査結果について
		令和2年度幼保小連携推進事業「授業と保育の相互参観」について～全方向（東・西・南・北・中）開催報告～

教 育 長        各課の報告が終了しましたので、先ほど非公開としました議事の審議に入ります。非公開のため、郡山市教育委員会以外の傍聴人の方は退室をお願いいたします。

（「議案第42号」から「議案第44号」までの案件及び「報告第7号」の案件を非公開で審議し、「議案第42号」、「議案第43号」及び「報告第7号」については、全会一致で原案のとおり承認。「議案第44号」については、賛成多数で原案のとおり承認。）

教 育 長        本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様又は事務局から何かありますか。

（なし）

教 育 長        ないようですので、以上で郡山市教育委員会令和2年11月定例会を閉会いたします。

終了時刻   午後3時03分